一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値

注　離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

イ　基地局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
八八五MHz以下（八一五MHzを超え八五〇MHz以下を除く。）及び九五八MHzを超えるもの（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。）	1　離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 2　離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値
八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九二五MHz以下	1　離調周波数が九〇〇kHz以上一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値 2　離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値
八八五MHzを超え九五八MHz以下（八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九二五MHz以下を除く。）	1　離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 2　離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値

注　離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

第一項第三号(2)中「毎秒四・八キロビット以上」を「一の搬送波ごとに毎秒四・八キロビット以上」に、「毎秒三・〇七二メガビット以下」を「一の搬送波ごとに毎秒四・九一五二メガビット以下」に、「毎秒一・八四三二メガビット以下」を「一の搬送波ごとに毎秒一・八四三二メガビット以下」に改める。

第二項第一号(3)イを次のように改める。

イ　陸上移動局の送信装置（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）

(ア)　時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であって拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八メガチップのものの無線設備の空中線又は当該無線設備が符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合

A　隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、二五〇kHzを超え二、二五〇kHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
二、二五〇kHzを超え、同時に送信される隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波のうち最も低い搬送波の周波数と最も高い搬送波の周波数の差（単位MHz）と三・五の積の周波数以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下にあっては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル以下の値
同時に送信される隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波のうち最も低い搬送波の周波数と最も高い搬送波の周波数の差（単位MHz）と三・五の積の周波数を超えるもの	1　九kHz以上一五〇kHz未満 任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値 2　一五〇kHz以上三〇MHz未満 任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値 3　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値